

# 最高人民法院による「涉外民事及び商事事件の管轄に関する 若干問題の規定」の公布

11月15日、最高人民法院は「涉外民事及び商事事件の管轄に関する若干問題の規定」を公布し、2023年1月1日から施行する。

「最高人民法院による涉外民事及び商事事件の管轄に関する若干問題の規定」は2022年8月16日に最高人民法院裁判委員会第1872回会議で採択され、現在公布され、2023年1月1日から施行される。

最高人民法院

2022年11月14日

法積 [2022] 18号

## 最高人民法院

### 涉外民事及び商事事件の管轄に関する若干問題の規定

(2022年8月16日に最高人民法院裁判委員会第1872回会議で採択、2023年1月1日から施行)

法に基づいて国内外当事者の合法的權益を保護し、当事者の訴訟を簡便にし、涉外民事及び商事裁判の質と効果をさらに向上させるため、「中華人民共和國民事訴訟法」の規定に基づき、裁判の実践を勘案して、本規定を制定する。

第一条 基層人民法院は、涉外民事及び商事案件の第一審を管轄する。ただし、法律、司法解釈に別途規定がある場合を除く。

第二条 中級人民法院は、以下の第涉外民事及び商事事件の第一審を管轄する。

(一) 紛争の対象額が大きい涉外民事及び商事事件。

北京、天津、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、重慶管轄区中級人民法院は、訴訟の対象金額が4,000万元以上の涉外民事及び商事事件を管轄する。

河北、山西、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、安徽、江西、河南、湖北、湖南、広西、海南、四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆管轄区中級人民法院、解放軍各戦区、総直属軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院所轄各中級人民法院は、訴訟の対象金額が2,000万元以上の涉外民事及び商事事件を管轄する。

(二) 事件の状況が複雑であるか、当事者数が多い涉外民事及び商事事件

(三) その他の本管轄区域に重大な影響を及ぼす涉外民事及び商事事件

法律、司法解釈において、中級人民法院が管轄する第一審涉外民事及び商事事件に関する別途の規定がある場合、当該関連規定に基づいて処理する。

第三条 高級人民法院は、訴訟の対象金額が 50 億元以上、又はその他の本管轄区域に重大な影響を及ぼす涉外民事及び商事事件の第一審を管轄する。

第四条 高級人民法院は、管轄区域の実情に基づいて確かに必要であると判断した場合、最高人民法院の同意を得たうえで、1 又は複数の基層人民法院又は中級人民法院に対して、それぞれ本規定第一条、第二条に規定された第一審涉外民事及び商事案件の地域にまたがる集中的管轄を任命することができる。

前項の規定に基づいて地域にまたがる集中的管轄を実施する場合、高級人民法院は速やかに当該の基層人民法院、中級人民法院の該当管轄区域を社会に公表しなければならない。

第五条 涉外民事及び商事事件は、専門の裁判法廷又は合議制法廷によって審理される。

第六条 涉外海事海商紛争事件、涉外知的財産権紛争事件、涉外生態環境損害賠償紛争事件及び涉外環境民事公益訴訟事件については、本規定を適用しない。

第七条 香港、マカオ特別行政区及び台湾地区に関する民事及び商事事件については、本規定を参照して適用する。

第八条 本規定は 2023 年 1 月 1 日から施行する。本規定の施行後に受理された案件に対しては、本規定を適用する。

第九条 当院が以前公布した司法解釈が本規定と一致しない場合は、本規定に準拠することとする。

出所：2022 年 11 月 15 日付最高人民法院ウェブサイト

<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-379181.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。